

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

香川県 最低賃金

令和8年
10月1日^{から}
時間額

1,092円

前年比
56^{UP}円

 香川労働局

香川県最低賃金の概要（令和8年度改正）

適用を受ける労働者の範囲	香川県の区域内の事業場で働くすべての労働者
最低賃金額	時間額 1,092 円
最低賃金において算入しないことを定める賃金	① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など） ④ 所定労働日以外の日（休日）の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など） ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など） ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
効力発生年月日	令和8年10月1日

最低賃金との比較方法

香川県最低賃金
(時間額 1,092円)

確認したい賃金を時間額(※1)にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

1 時間給の場合	時間給 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 1,092 円
2 日給の場合	日給 円 $\div$ 1日の所定労働時間 時間 $=$ 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 1,092 円
3 月給の場合	月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 $=$ 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 1,092 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など) が月給の場合 ① 基本給(日給)→2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日(休日)の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

